

令和元年(2019年)度第1回
炭鉄港推進協議会・幹事会合同会議

次 第

〔 日時：令和元年(2019年)7月4日(木) 17:00～
場所：ホテルサンプラザ 3階 雉子の間 〕

1 開 会

2 挨拶

3 報 告

(1) 日本遺産の認定について

4 議 事

(1) 規約の改正について

(2) 役員を選任等について

(3) 文化庁への要望事業について

(4) 負担金について

5 閉 会

【配付資料】

- | | |
|-------|----------------------|
| 資料1 | 炭鉄港の日本遺産認定について |
| 資料2-1 | 炭鉄港推進協議会規約の改正新旧対照表 |
| 資料2-2 | 炭鉄港推進協議会規約(改正案) |
| 資料2-3 | 炭鉄港推進協議会経費取扱要領(案) |
| 資料3 | 炭鉄港推進協議会役員 選任等(案) |
| 資料4 | 文化庁への要望事業について |
| 資料5 | 炭鉄港推進協議会の予算及び負担金について |

炭鉄港の日本遺産認定について

＜認定までの経過＞	
H31. 1. 8	日本遺産申請書の提出 ・代表市町の赤平市長から空知教育局長へ申請書を提出
H31. 4. 24	日本遺産申請に係るヒアリング ・日本遺産審査委員に対し、NPO法人炭鉱の記憶推進事業団吉岡理事長を中心にプレゼンテーション
R1. 5. 20	日本遺産認定 ・東京国立博物館にて認定証交付式（赤平市長ほか出席）
＜日本遺産認定地域に対する国の支援＞	
○日本遺産魅力発信推進事業 ・人材育成事業、普及啓発事業、調査研究事業に対し、予算の範囲において定額（10／10）補助	
○観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業） ・情報コンテンツ作成事業、活用整備事業に対し、1／2補助（一部加算あり） ・今年度認定地域より適用（昨年度までは日本遺産魅力発信推進事業の対象）	
＜日本遺産連盟＞	
○日本遺産連盟 【目的】 日本遺産の認定を受けた団体等が関係省庁と連携し、日本全国に点在するストーリーを国内外に向けて積極的に情報発信することによる地域及び日本のブランド力の向上を図る。 【加盟団体】 67団体（日本遺産認定の全団体） 【活動内容】 総会、幹事会、日本遺産サミットの開催など	
○日本遺産サミット 【日程】 令和元年10月12日（土）～13日（日） 【場所】 高知県高知市 【内容】 シンポジウム、各日本遺産PRブース、公開講座など	

炭鉄港推進協議会規約の改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">炭鉄港推進協議会規約</p> <p>(中略)</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 本会に次の役員をおく。</p> <p>(1)会長 1人 (2)副会長 1人 <u>(3)監事 2人</u></p> <p>(役員を選任)</p> <p>第5条 会長は、構成員のうちから互選する。 2 会長は、副会長 <u>及び監事</u>を指名する。</p> <p>(役員職務)</p> <p>第6条 会長は、本会を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時の職務代理及び財務担当とする。 <u>3 監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(経費)</u></p> <p><u>第12条 協議会の運営に係る経費は、原則、幹事会で協議し、協議会で決定する。</u> <u>2 協議会の経費の取扱いは、別に定める「炭鉄港推進協議会経費取扱要領」に基づき事務処理を行う。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第 <u>13</u>条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">炭鉄港推進協議会規約</p> <p>(中略)</p> <p>(役員)</p> <p>第4条 本会に次の役員をおく。</p> <p>(1)会長 1人 (2)副会長 1人</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第5条 会長は、構成員のうちから互選する。 2 会長は、副会長を指名する</p> <p>(役員職務)</p> <p>第6条 会長は、本会を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。</p> <p>(中略)</p> <p>(その他)</p> <p>第 12 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。</p>

炭鉄港推進協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は、炭鉄港推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、上砂川町、栗山町、月形町、沼田町及び安平町の13市町（以下「地域」という。）の石炭、鉄鋼、港湾及びそれらをつなぐ鉄道関連施設等の産業遺産（以下「炭鉄港」という。）を効果的に活用するため、日本遺産に係わる申請及び認定後の関連事業の推進について協議し、地域の観光及び教育振興をはじめとした地域活性化に資する。

（組織）

第3条 本会は、別表1に定める団体・機関の代表者により構成する。

2 本会には、別表2に定める機関の代表者をオブザーバーとして置く。

（役員）

第4条 本会に次の役員をおく。

（1）会長 1人

（2）副会長 1人

（3）監事 2人

（役員を選任）

第5条 会長は、構成員のうちから互選する。

2 会長は、副会長及び監事を指名する。

（役員の職務）

第6条 会長は、本会を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時の職務代理及び財務担当とする。

3 監事は、協議会の会計その他の事務を監査する。

（役員任期）

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期満了前にその職を辞した場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(会議)

第8条 本会は、目的達成のため、次の各号に掲げる会議を行う。

- (1) 日本遺産に関する事
- (2) 地域の広域的な取組の推進に関する事
- (3) その他第2条の目的達成に必要な事

2 会議は、会長が招集する。

3 会長は、必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。

4 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 日本遺産の申請・推進に係る重要事項の協議及び決定
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(幹事会の設置)

第9条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表1に定める団体・機関の担当者
- (2) 協議会の目的を達成するために必要と認められる者

3 幹事会に幹事長を置き、会長がこれを選任する。

(作業部会)

第10条 会長は、本会に必要な応じ作業部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、会長が委嘱する。

3 部会は、特定課題に対する検討協議をし、その結果を会長に報告する。

(事務局)

第11条 事務局は別表3に定める者により構成する。

2 事務局には、次の職員をおく。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局次長 1人

3 会長は、事務局長及び事務局次長を指名する。

4 事務局長は、事務局を統括する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるときはこれを代行する。

(経費)

第12条 協議会の運営に係る経費は、原則、幹事会で協議し、協議会で決定する。

2 協議会の経費の取扱いは、別に定める「炭鉄港推進協議会経費取扱要領」に基づき事務処理を行う。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1

炭鉄港推進協議会構成員

	名 称 等	備 考
市町	小樽市	
	室蘭市	
	夕張市	
	岩見沢市	
	美唄市	
	芦別市	
	赤平市	
	三笠市	
	上砂川町	
	栗山町	
	月形町	
	沼田町	
	安平町	
北海道	空知総合振興局	
	後志総合振興局	
	胆振総合振興局	
観光協会	一般社団法人小樽観光協会	
	一般社団法人室蘭観光協会	
	夕張観光プロモーション推進協議会	
	一般社団法人岩見沢市観光協会	
	美唄観光物産協会	
	一般社団法人芦別観光協会	
	赤平観光協会	
	三笠市観光協会	
	栗山観光協会	
	沼田町観光協会	
経済団体	小樽商工会議所	
	室蘭商工会議所	
	夕張商工会議所	
	岩見沢商工会議所	
	美唄商工会議所	
	芦別商工会議所	
	赤平商工会議所	
	三笠市商工会	
	栗山商工会議所	
	月形商工会	
	沼田町商工会	
	特定非営利活動法人炭鉄の記憶推進事業団	

別表 2

オブザーバー

名 称 等	備 考
国土交通省北海道開発局札幌開発建設部	
国土交通省北海道開発局小樽開発建設部	
国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部	

別表 3

炭鉄港推進協議会事務局

名 称 等	備 考
空知総合振興局	
会長の所在する市町	

炭鉄港推進協議会経費取扱要領（案）

1 目的

この要領は、炭鉄港推進協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、炭鉄港推進協議会の経費（以下「経費」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 事務局

経費の会計事務は、規約第11条に規定する事務局が行う。

3 口座

事務局は事業に係る収入・支出を管理するため、口座を設置する。

4 収入

経費は、構成員の負担金、協力金、補助金及びその他の収入をもって充てる。負担金納入請求書（別記様式1）により請求し、収入の都度、収入確認書（別記様式2）を作成する。

5 契約及び出納

(1) 契約の実施については、北海道財務会計関係法令に準じた手続きを行う。

手順	内容	備考
① 目的、必要性、数量等の検討	事業計画等に照らして妥当であるかを確認	
② 内容・数量等の積算、予定価格の決定	予定する価格に応じて、競争入札、見積もり合わせによる随意契約、1社による随意契約等、契約の方法を決定	(2)を参照
③ 見積書等の徴収	見積りがとれないものは、カタログ、料金表により確認	
④ 購入等決定書の作成	上記内容等により購入等決定書を作成	(別記様式3)
⑤ 購入等の決定	金額等に応じて決定	
⑥ 契約の締結	必要に応じて契約書、請書等を作成	
⑦ 業務の完了	確認、検査を実施	
⑧ 支出決定書の作成	原則、口座振替により支出	(別記様式4)
⑨ 収支簿への記載	収入・支出状況を記載	(別記様式5)

(2) 契約の方法については、原則として次のとおりとする。

区分	物品	委託	賃貸借	その他
競争入札	160万円以上	100万円以上	80万円以上	価格のみの競争に寄りがない場合にはプロポーザル方式による随意契約も可
随意契約 (見積もり2者)	160万円未満 30万円以上	100万円未満 30万円以上	80万円未満 30万円以上	
随意契約 (1者随契)	30万円未満	30万円未満	30万円未満	

(3) 協議会の事業に係る旅費については、「北海道職員等の旅費に関する条例（北海道条例第38号）」等に準じ、「旅行命令書」（別記様式6）により決定する。

6 専決

事務局長は、1件の金額が100万円未満の経費の契約及び支出に関する行為を専決することができる。

7 会計

- (1) 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- (2) 出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。

8 予算及び決算

- (1) 予算は、事業計画に基づき、事務局が作成し、協議会で決定する。
- (2) 決算は、出納閉鎖後、経費決算報告書を作成し、協議会に提出する。
- (3) 出納閉鎖後に剰余金がある場合は、次年度に繰り越す。

9 監査

この要領に基づく会計事務等について、出納閉鎖後に、規約第6条第3項に規定する監事の監査を受け、その結果を協議会に報告しなければならない。

10 その他

この要領に定めるもののほか、経費の取扱いに関し必要な事項は協議会の会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 年 月 日から施行する。

※別記様式添付省略

炭鉄港推進協議会 役員選任等（案）

役職名	平成30年度	令和元年度
会長	赤平市長	赤平市長
副会長	夕張市長	夕張市長
監事	—	栗山町長
監事	—	月形町長
事務局	赤平市、振興局	赤平市、振興局

※監事の任期は規約上、令和2年度までとなるが、会長及び副会長の任期と合わせるため、今年度に限り令和元年度までとする。

文化庁への要望事業について

文化庁要望事業[補助率10/10] 【要望額：36,227千円】

- ガイドの養成【事業費：4,610千円】
 - ・ガイドを発掘・育成するための講習の実施と相互交流によるネットワークづくり
- フォーラムの開催【事業費：3,270千円】
 - ・炭鉄港の認知度向上と地域の気運醸成を図るため、フォーラムを開催。
- 学習教材の作成【事業費：3,170千円】
 - ・炭鉄港の学習教材を作成し、地域内の小学校での授業や教育旅行における学習教材として活用。
- アートプロジェクトの開催【事業費：8,060千円】
 - ・美術作品の架設展示や炭鉄港を題材とした演劇・音楽公演など、アートと炭鉄港を組み合わせた事業の実施
- ウォーキングイベントの開催【事業費：10,000千円】
 - ・各地域の景観や自然、食を体感しながら歩いて巡り、炭鉄港の歴史と地域の成り立ちを理解できるウォーキングイベントの開催
- 資料収集、デジタルアーカイブの作成【事業費：6,500千円】
 - ・炭鉄港関連の歴史文化資源の資料収集・現地調査を行い、デジタルアーカイブを構築。

※上記の日本遺産魅力発信事業(10/10)については、6月6日付けで要望した事業。あくまで、要望額であり、交付決定時には事業内容や額が変更となる場合がある。

【参考】炭鉄港推進協議会以外の事業

《6月》

- 認定記念講演会の開催【むろらん100年建造物保存活用会】
- 認定記念夕張ツアーの開催【JR北海道】
- 旧駅舎の公開や活用イベントの開催
 - 「東明駅舎」【美唄市】、「朝日駅」【岩見沢市】
- 炭鉄港関連メニューの開発【沼田町】

《7月》

- ロゴマークの作成【空知総合振興局】

《8月以降》

- ガイドマップの制作【空知総合振興局】
- 教職員向けバスツアーの開催【空知総合振興局】
- SLの移設・展示【室蘭市、安平町】
- パネル展の実施【小樽市】
- 炭鉄港に関する授業や修学旅行等の実施【岩見沢市、美唄市、芦別市】

など

炭鉄港推進協議会の予算及び負担金について

＜提案事項＞

- 1 日本遺産認定に伴う交付金の執行など、共通の予算に関連する事務等について「炭鉄港推進協議会」が担う。
- 2 日本遺産の認定効果を最大限に発揮していくため、申請12市町及び道が負担金を拠出する。また、その他構成団体は、任意で協力金を拠出する。
- 3 負担金の額については、今後、調整を行った上で決定する。

＜概要＞

1 協議会予算について

当面は、空知総合振興局が協議会の予算に関する事務局を担い、申請市町等の要望を調整しながら、事業を実施していく。

2 負担金について

(1) 状況変化と負担金の必要性について

- ・今年度の新規認定団体から、国の支援制度が改正となり、情報発信等について、自己負担が必要。(参考1)
- ・一方で、日本遺産の認定効果を最大限に発揮していくためには、個々の取組に加え、統一感をもった情報発信や訪れた方々が楽しめる環境整備を実施していくことが重要。(参考2)

＜参考1：国の支援制度の変更概要＞

○日本遺産魅力発信推進事業（10/10）

- ・対象：人材育成、普及啓発、調査研究、情報発信、公開活用整備

○観光拠点整備事業（1/2）

- ・対象：情報発信、公開活用整備

＜参考2：取組内容のイメージ＞

○関係地域への誘客を進めながら、訪れた方々が、楽しみながら学べる環境整備等について、統一的なテーマで実施。

- | | | | |
|---|------|-----------------------------|---|
| { | 想定事業 | まち歩きイラストマップ（全体版、構成市町版） | } |
| | | 構成遺産紹介ボード／解説板／案内板 | |
| | | 炭鉄港カード（各施設等で配布）、フラッグ、のぼりの設置 | |

(2) 当面のスケジュールについて

- ・今年度の負担金については、既決予算の流用なども含め、遅くとも9月議会での予算計上を行う。

(3) 今後の展開について

国の補助事業が3年間で予定していることから、まずは3年間で集中的な取組を実施し、その後の負担金の取り扱いについては、2021年度中に協議し、決定する。